



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課）	1
沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（税務課）	7

### 公布された条例のあらまし

- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第21号）
  - 1 不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を延長することとした。（附則第12条の2関係）
  - 2 一定のノンステップバス等又は車両の安全性の向上を図るための装置を装備した自動車で初回新規登録を受けるものに係る自動車税の環境性能割の特例措置について、対象となる車両を見直すとともに、適用期限を延長することとした。（附則第17条の7関係）
  - 3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を加重する自動車税の種別割の特例措置について、適用区分を見直すとともに、適用期限を延長することとした。（附則第19条関係）
  - 4 その他所要の改正を行うこととした。（第46条及び第58条関係）
  - 5 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
  - 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項から第4項まで）
- 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）
  - 1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に規定する促進地域における不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の適用について、適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした。（第11条関係）
  - 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則）

## 条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県条例第21号

### 沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第46条第2項中「又は第3項」を「、第3項又は第5項」に改める。

第58条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「第10項」を「第14項」に改める。

附則第12条の2第1項中「令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から令和8年3月31日」に改め、同条第2項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第17条の7第1項から第3項までの規定中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量が8トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の11第11項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第6項において同じ。）であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第9項に規定するもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの（第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第139条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から350万円を控除して得た額」とする。

附則第17条の7第5項を削り、同条第6項中「（施行規則附則第4条の11第18項に規定する被けん引自動車を除く。）」を削り、「第4条の11第17項」を「第4条の11第12項」に、「令和5年3月31日」を「令和6年4月30日」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 乗用車（施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。）、バス（施行規則附則第4条の11第15項に規定するものに限る。）又は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合す

るもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第13項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第139条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から175万円を控除して得た額」とする。

附則第19条第1項中「いう。以下この条」を「いう。次項第2号」に、「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に改め、同項第1号中「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、同項第2号中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「（自家用の乗用車を除く。）」及び「、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項第2号中「平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）」に、「第5条の2第7項」を「第5条の2第2項」に改め、同項第4号中「第5条の2第8項」を「第5条の2第3項」に改め、同項第5号中「第5条の2第9項」を「第5条の2第4項」に改め、同項第6号中「第5条の2第10項」を「第5条の2第5項」に改め、同項に次の表を加える。

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円

	27,200円 40,700円	7,000円 10,500円
第1項第1号イ	25,000円 30,500円 36,000円 43,500円 50,000円 57,000円 65,500円 75,500円 87,000円 110,000円	6,500円 8,000円 9,000円 11,000円 12,500円 14,500円 16,500円 19,000円 22,000円 27,500円
第1項第2号ア	6,500円 9,000円 12,000円 15,000円 18,500円 22,000円 25,500円 29,500円 4,700円	2,000円 2,500円 3,000円 4,000円 5,000円 5,500円 6,500円 7,500円 1,200円
第1項第2号イ	8,000円 11,500円 16,000円 20,500円 25,500円 30,000円 35,000円 40,500円 6,300円	2,000円 3,000円 4,000円 5,500円 6,500円 7,500円 9,000円 10,500円 1,600円
第1項第2号ウ(7)	7,500円 15,100円	2,000円 4,000円
第1項第2号ウ(4)	10,200円 20,600円	3,000円 5,500円

第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

附則第19条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「第140条第1項」を「第140条第1項第1号ア及び第4号ア」に改め、「当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に

限り、」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項」を「次」に改め、同項第1号中「第5条の2第11項」を「第5条の2第6項」に改め、同項第2号中「第5条の2第12項」を「第5条の2第7項」に改め、同項第3号中「第5条の2第13項」を「第5条の2第8項」に改め、同項に次の表を加える。

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
第4号ア	40,700円	20,500円
	4,500円	2,500円

附則第19条第6項を同条第3項とする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 改正後の附則第12条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 改正後の附則第17条の7の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 改正後の附則第19条の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

---

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第22号

## 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--